

●香川県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 琴平停車場琴平公園線（207号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡琴平町字川東359番10地先から 仲多度郡琴平町字川東359番25地先まで	12.7~13.0	26	平成16年香川県 告示第255号で
仲多度郡琴平町字川西587番1地先から 仲多度郡琴平町字川西587番4地先まで	13.0~16.0	30	変更した区域の 一部

- 4 供用開始の期日 平成24年3月27日